## 下請通知書

令和 年 月 日

契約担当者

小豆島町長

殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

印

次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、小豆島町工事請負契約約款第7条の規定に基づき、 通知します。

## 1 工事名等

, _ ,									
工事名									
工期	自 令和	年	月	日	至 令和	年	月	日	
請負代金額									

## 2 下請負契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者 氏名	下請負代金額(円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工期	主任 技術者名
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		, ,	12.11.11			
合 計						

## (注意)

- 1 下請負契約を行う場合は、下記事項に留意すること。
- (1) 下請負代金の額が500万円以上(建築の場合は1,500万円以上の工事又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事)の工事にあっては、建設業法第26条の2の規定により、当該建設工事に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 小豆島町建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止中の者は、町工事の下請負人にはなれないこと。
- (3) 建設業法第22条の規定により、一括下請負は禁止されていること。
- (4) 元請工事における下請代金額の合計が4,000万円以上(建築の場合は6,000万円以上)の場合は、特定建設業の許可を取得していること。
- (5) 下請工事であっても、請負代金額が3,500万円以上(建築の場合は7,000万円以上)の場合は、その工事の主任技術者は専任でなければならないこと。
- 2 工事1件の請負金額が100万円を超える工事を下請負施工した場合は、必ず提出することとし、二次以降の下請負契約がある場合には、元請負者に通知のあった写しも提出すること。ただし、下請負施工が予定されているが、内容が未定の場合には「2 下請負契約の工事内容」欄に「未定」とし、予定種別を記載して提出すること。また、下請負施工しない場合にあっては、「該当なし」と記載して提出することとする。
- 3 工事内容欄については、種別名、数量を記載する。なお、下請負工事の内容を明確にするため、種別、数量を明示した図面を添付すること。ただし、添付図面については、小額工事等で契約担当者が不要と認めた場合は提出しなくてよい。
- 4 下請負契約の工事内容を変更した場合は、別に定める変更通知書を提出すること。
- 5 建設業法第19条に基づく下請負契約書(二次以降も含む)を添付すること。
- 6 記載する枠は、所要の工事内容が記載できるよう適宜拡大して使用することとし、2ページとなってもよい。